麻薬取缔部

薬物乱用の恐ろしさを誰よりも知る麻薬取締官。情報のアンテナを広く深く静かに張り巡らせ、密売人や乱用者を検挙し、「薬物汚染のない健全な社会の実現」のため、日々薬物犯罪に挑み続けています。

業務内容

●薬物犯罪捜査

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、薬物に関連する犯罪について、司法警察員としての職務を行っています。



実施したり、医療関係者による薬物の不正事犯も捜査しています。





鑑定官が最新の分析機器を駆使して薬物の鑑定試験を行うとともに、毛髪分析や DNA 型鑑定など客観的な立証を行う上で重要となる専門性の高い鑑定にも取り組んでいます。

●正規流通麻薬の監視・指導

麻薬、向精神薬は、医療上非常に有用でもあります。その取扱いについて監視・指導することにより、流通の適正を確保しています。

全国麻薬取締部データ



勤務場所 全国 12 カ所 定員 291 名 (令和 2 年 1 月 1 日現在) 採用者数 H29 14 名 H30 12 名

H31 19 名

採用後、各種研修有り 概ね5年程度で全国転勤 昇進は本人の能力・経験年数による

先輩からのメッセージ

捜査は決して一人ではできませんし、地道な活動の積み重ねです。繁華街など様々な場所で張込捜査等を行いますが、深夜に及ぶこともしばしば。それだけに、検挙できたときにはチーム全体で大きな達成感が得られます。

(平成27年採用・捜査第一課・女性)



Г	┍ ── 厚生労働省 ─────	٦
	関東信越厚生局麻薬取締部 調査総務課	
	〒102-8309 千代田区九段南 1 丁目 2 番 1 号九段第三合同庁舎 17	7 階
	電話(03-3512-8688)メール(kantou-saiyou@mhlw.go.jp)	
	ホームページ (http://www.ncd.mhlw.go.jp/)	